批評・紹介

秦漢思想史研究

金谷治著
昭和三十五年三月
日本學術振興會發行
A5版　六〇〇頁　索引一二頁

この國の中國思想史研究は、永い過去の蓄積を繼承しつつ、しかも不幸ないくつかの局面に立たされている。その一つは、對象の厖大さに比して研究者の絶對的な不足、もう一つは研究方法の分散的傾向。前者は、今にはじまる事でない上、新しい世代の中國觀の急激な「轉換」と、わが國思想界の低迷さとからも、それを早急に充たすことは不可能である。またそれはこの學問の主要な不幸ではない。より深刻なことは、ごく少數者の努力を除き、この學問の方法論において相互に共通の場を保ち、過去からの研究を廣範に前進的に結集することがすこぶる困難なことであるということ。他の思想史學界と同樣に、この研究分野にも若干の研究サークルは編成されつつあるが、それが充分集中して學界共通の成果となるには未だしの感が深い。この事は、方法論に止まらずさらに基礎的な分野、例えば參考すべき資料解題・問題解説、豫備作業としての文獻學的諸問題についての集成なども、後學の我我にとつて必要としながらも一つのまとまりとして與えられることは寥寥たるものといつてよい。（日本學術會議編《文哲史文獻目錄X（中國哲學篇）》は充分ゆき渡つていない。）さりとて、中國の研究現狀を忠實に紹介し活用するという動きもこの分野は極めて乏しい。研究對象が過去に遡るとしても、方法論的討議の結集・基礎作業の蓄積は必ずしも滿足すべきものであるとは言えない。

中國思想史上、漢代經學の成立は、それ以前の諸思潮の綜合的再編の上に立つと同時に、みずから樹立した新たな神學的展開・解釋學的集成の中で支配者イデオロギーとして優越する劃期的內容を產み出す結果となつた。この主導的思想の重視すべきは贅言を要しない。そのためこの神學と解釋學の對象となつた先行諸文獻の全てにつき、現代の思想史學專家はその歷史的社會的あとづけの實證になお多くの豫備工作を費やす必要があつた。また文獻學的成果は、定說化するには思想史獨自の哲學的考察の深化を待たなければならなかつため、問題を孕みつつ現在なお終結することはない。

本書は、まず以上の要求を滿たそうとする點で貴重である。それは、著者が武內義雄博士より「徹底した文獻批判の方法を薰陶され」、序章（秦漢思想史の主題）にも明らかであるが、「『荀子』あるいは『呂氏春秋』の體系から『春秋繁露』にまで飛躍する哲學史間隙を究めようとする」(228) ための必須な豫備操作に文獻批判方法を旺盛に揮つているからである。巨大な西漢經學の出現の前に董仲舒と『淮南子』の間を彷徨するに終りがちだつたこの時期の思想史的內容を、本書によつて古代統一帝國生成期の文獻的價値と事實關係の諸例が示されることにより、その基盤に立つて深化究明する途が容易に得られることになつた。（尤も經學的立場—今古文學の問題など—からする資料檢討の專著は他にもある。）

まず參考までに本書に活用された文獻批判の對象となつた項目を列擧しておこう。（　）内は頁數。

秦水德說批判（31）；『韓非子』の原型（38～）とその道家的折衷（解老・喩老・主道・揚權）（88・208）；『商君書（開塞・壹言）』・『管子（正世）』と『韓非子（門田）』との關係と鼂錯の政治思想（76～）；胠篋篇・『呂氏春秋（當勢）』を承けた『莊子（盜跖）』や『墨子（兼愛下）』と『列子（楊朱）』の享樂主義（138～）；河上丈人以下の黃老學系譜（166～，182～）；「黃帝」名稱と先秦諸文獻（174～）；『莊子』中の道家的性格の黃帝（176～）と『列子（湯問）』のそれ（178）；『列子（黃帝）』の成立（178～）；『老子』と縱橫家言（197）；『莊子（漁父）』（202）；『淮南子（原道）（道應）』と『老子』の引用文（205～）；『莊子』と『老子』の關係（209～，219）；道家文獻と「性命」（217～）；伏勝「五行傳」と『呂氏春秋（十二紀）』（237）；今文尚書二十九篇の成立（238～）とくに『秦誓』（～240）；『易傳』と齊學派（249～）；陸賈『新語』十二篇（264～）；賈誼『新書』五十八篇（305～）；『禮記』諸篇と荀子（338～）；『中庸新本』と秦儒（353～）；『易傳』の文獻批判（375～）；淮南王劉安の著作（434～）；『淮南子』の成立と許愼高誘兩注（457～）。

ところで、右の二十數項に亙る文獻學的考證の多少によつて本書を特徵づけることは、著者の企圖からも程遠い。本書はこの段階で思想を狹めることなく、あくまで思想史の叙述に重點が置かれる。一般に、歷史學・思想史學の補助科學としての文獻學（言語學も）は、その歷史的・思想史的法則性の究明を抜きにしては、常に主觀主義とニヒリズムの穽陷に脅かされがちであつた。勿論、本書はこれに深い配慮を用い『史記』・『漢書』等の基本史料を驅使して歷史的社會的背景の描出に努力が注がれると同時に、著者の思想史研究の方法をも明確にしている（序章・あとがき等）。

ただし、本書の内容紹介は、すでに澤田多喜男（『文化』二四―三、1960.秋.）・山田統（『東洋學報』四三―一，1960.6.，1960.12.發行）兩氏に見える。また、本書第五章「『淮南子』の研究」は、すでに木村英一氏（本誌一八―二，1959.10.）の評する『老莊的世界―淮南子の思想―』（サーラ叢書11）1959.1.の拔粹的再錄である。重ねて書評を勸められた編集子の意圖は卽斷しがたいが、後學の意見を徵される意向かも知れない。その上、本書は數年來諸誌に發表された論文の訂補を經た輯錄であるが、各章に終始があり「導論」と「結語」が附され、要約はそれに盡くされているので、言うべきことはいよいよ筆者の臆斷に限られてくる。

焦點を第一章にのみ當てて意見を述べることとする。「第一章　秦漢の法術思想」の「第一節　秦帝國の法術思想」は、秦帝國の勃興とその崩壞の要素の一つとして作用した法家思想の實態を解明する。まず『史記始皇紀』の吟味を通じて秦帝國の法術主義の姿を概括する。明法・名實參驗・古代輕視・主勢尊重・嚴刑主義のおもかげを明らかにし、この歷史事實を『韓非子』五蠹篇・顯學篇に徵し、二世皇帝と李斯の言動とを對照させた結果、刑術主義の理論根據をこの兩篇に仰いだことを證明する。

次に傳統的な法家思想の叙述に進み、『韓非子』の原思想を描出する。申不害の「術（刑名參同）」と商鞅の「法（信賞必罰）」と、人主の威勢を人爲的に盛り立てることの綜合を目指し、その思想を①「古今異俗」の歷史認識に立つ現實主義的實證主義；②德治主義

に對抗する客觀的技術主義；③一般的な非人間的性格、に要約し、その最大の目的を「統一權力にもとづく國家機構を強化し強制的支配體制を作ること」とした。その說明中「人治主義を排して客觀的非人間的な法律による統治を主張したことからすれば、韓非の思想には支配の傳統的あるいはカリスマ的な體制から合理的な體制にもすすみうるようなすぐれて進步的な萠芽があつた」(46) とあり、おそらく法家思想の核心を衝く點であろうが、では「人治主義」「カリスマ的社會體制」とは歷史的又は思想史的範疇としてどういうものか。合理的支配體制理論が唯一支配者による個別人身的人民支配といわれる秦漢統一國家にどのような具體化を期待しつつ機能したのか、歷史學分野にも亙る問題であるだけに概觀よりは詳述が望まれる。さらに、韓非の法思想が「被治者の合理的承認を得べき配慮に乏しく、法的權威の實質的根據に對する思索がない」としているのは、法の施行對象・執行權者の明白な場合でさえも考慮すべきことなのか。臆測では、支配權力の合理づけの不足とその行使過程の未熟さのことかと受取るが、著者がこの點が漢初法家ひいてはそれを止揚して樹立される經學との顯著な思想史的差異と見る以上、「合理的承認」「實質的根據」の意味を規定して頂きたかった(427 にも「合理的〜」とある)。

法家思想の集大成を韓非の思想に觀察して、商鞅の「法」思想と申不害の「術」とを個別に檢討し、前者から客觀的技術としての法律觀と國家的制裁(賞罰)の思想—唯一支配者による個別均等的な直接制裁を學び、後者から特に國家政治機構の問題—君主權(主勢)の唯一絕對の思想を繼承し、傍ら愼到の「勢」を利用しつつこの「人爲的」勢威—實定法的權威を打出し、ここに唯一絕對者中心の法治體制を形成した。

次に李斯の政治活動を中心に、「結果的には君主獨裁制への道を開いた」以上の韓非思想を活用した秦帝國の展開に及び、李斯が始皇・二世の嗜好に迎合し、君主獨裁制の統一體制を實現した事情を述べ、思想と政權の關係を歷史的社會的背景を把えながら結論づける。この場合、三晉山東方面と秦地方との思想的對立とその推移；傳統的家族制倫理・任俠的習俗と法家思想との矛盾；來るべき統一帝國の支配機構を理論的に基礎づけたその進步性。これらの指摘の正當さにも拘らず「民衆を愚味なものときめて輿論を無視し」「權威の正當性についての合理的承認を求める配慮」がないことをこの思想の致命的缺陷とするが、前述のごとく「民衆」の實態・合理的承認の內容が明確でなく、また傳統的舊體制の打開方法に缺陷があるとはどういう意味においてか。法家思想の擔い手を闡明にすることと同時に著者の歷史觀の表明もなされてよい箇所ではなかろうか。

例えば上の②德治主義に對抗する客觀的技術主義で、『韓非・五蠹』の「欲以寬緩之政、治急世之民」の〝急世〟と意識せられた背後に宗族制的秩序と倫理では規制できなくなつた社會の變動をとらえ、「父母・鄕人・師長」の愛・行・智では律し切れない人的關係の出現を感じていたのではないか。端的に言えば、宗族的結合の崩壞が進むに併行して、これを强力に單一支配勢力へと結合しようとする社會情勢。その一方の理論的要請に最も忠實であつたのであり、單に統一國家を志向する理論が現實に「結果的に」利用されたとする以上に、積極的役割を果していたとして不可であろうか。筆者は著者と同じく文獻上の分析を超えて思想の法則性を求めてやまない。

「第二節　漢初における法術思想の展開と推移」では、一時的反

動としての漢初法術思想の不振に出發し、思想解放とともにその思想活動が活潑化し、特に官僚の現實的態度として蕭何・叔孫通などの急速に秦制を踏襲した點に注目する。ついで漢の禮制に對する自覺的反省の起こる文景期ころより、舊秦制度の排除が行われる一方、いわゆる酷吏の出現が伴う。支配者層には秦帝國挫折を法術運用の失敗と結びつけながらも、「法」が權力機構維持上の必須條件であることが認識され、儒法折衷派の婁敬・賈誼を薦めた吳公や張歐・韓安國及び鼂錯の法術思想家の面目が歴史事實として明らかにされる。

漢初法術の代表者鼂錯の思想に及び、傳統的法家思想の「術數」を說きつつ、强力な中央集權的國家體制の樹立を目標に①漢代的現實の前に權力的經濟集中を企圖し；②過去の諸施策の長所を積極的に採用し；③人の情性を問題にし人民生活を顧慮する態度を示したこと、を指摘する。具體的には鼂錯の封國削弱策が賈誼の分國策と對比されて鮮明となる。儒家思想の影響下に立つた法家思想の新展開（②③など）が彼の思想に覗えるものの、舊體制―宗族的結合の反動勢力への配慮が少い、とする。特に賦稅・兵役の供給源たる新鄉里構造に個人人身的支配を貫徹しようとする統一國家政府にとつて、舊勢力（地方豪族に代表される宗族的結合）から國家權力と對抗する商業資本を奪回することが急務であつた。この代辯者鼂錯は、著者によれば「手段を選ばない法術者としての態度」がそこにあつた。

次に、儒家側の法術的變容を明らかにする。荀卿以後、儒家は禮をめぐつて「道德」をその主觀主義的色彩を制約し、外的客觀的規範性を高め、現實的政治技術への適應を試みる（婁敬・賈誼）。ここで著者は、儒法の思想的對立の例を鼂錯犧牲事件（吳楚七國の亂）にとり、竇嬰・袁盎の穩健派の社會的基盤を宗族的結合・任俠的秩序に求め、儒家思想の階級的地盤との一致を明らめながら、他方皇帝―「貧農」で構成される統一國家システムを强力に推進する代表的急進份子（鼂錯・韓安國）との相剋を描出する。この事實は、秦漢統一國家構造に思想史側からの示唆を與える重要な視點であるばかりか、前漢經學の性格を規定づける要項ともなる問題であるだけに、各方面からの綜合的檢討が望まれる。

さらに道家思想との交流に移り、文獻學的處理より『韓非子』の若干篇を選び、①法的權威の形而上學的合理づけに「道」の概念を用いた點；②刑名參同の人主の「術」を神祕化した點；③國家機構の「設官分職」を通じて人物の個性的登用を認め、人爲を排した「無爲」の政治を志向した點；④「君臣異道」を唱え、天の自然性と人の作爲性との對照を暗示した點、を指摘する。

最後にこの法儒道三派交流について『韓非子・主術』にその一典型を見、法家の「法」の客觀的性格と儒家の「道德的理想主義」さらに道家の「無爲」の理想で折衷し、すでに『淮南子』に通じる折衷主義をそこに見出す。法の客觀性がその制定者の擅斷をも制約する實定法的性格を强調し、現狀に卽應する衆適の必要性を說いた點で、韓非―秦制の法術思想からの前進を示す。ただ、これが著者のいう「法的支配の正當性についての合理的承認を求める配慮」の結果なのか、さらに一般的に新帝國と舊體制との部分的妥協―統一國家の現實的展開―にまでその本質を求むべきものかは問題となろう。

しかし、著者も述べる；法家思想が統一國家の皇帝權を政治體制

・國家機構の中に位置づけることに積極的役割を果しながらも、その客觀主義的技術的傾向を強調しその運用を刑法面に限定する結果となり、その機能を複雑な對立的官僚機構内での單一支配者を戴く中央集權の合理づけに發揮するよりも、支配機構末端の胥吏事務に發揮して、法運用技術として自らを限界づけていったこと。酷吏の存在と意識をこれに沿って解明する視角は、ひいては社會の「自然發生的な秩序」(?)を重視し皇帝權に相對的掣肘を加えたといわれる儒家的道義觀の政治的優位を認めることへと連なり、この期の儒家思想の評價に關係して問題は一段と大きくなる。これには本章の結語と第三章が當てられているが、やはり思想に政治史的評價を下す以上、本書の秦漢帝國に對する歴史觀を明確にすべきではなかろうか。つとに結論の出ている漢一代の家法—儒法折衷を常識的に見すごさないためにも。

以上、第一章の構成と内容について見てきたことは、他の章にも多少とも言いうる。本書の構成が「法術思想」「道家思潮」「秦漢儒生の活動」に三分した傳統的思想類型の對立・融合の折衷方式によって叙述されているが、思想の科學的分類と思想集團の實態との關係を内的必然性を伴って論ずるとすればどうなるであろうか。董仲舒哲學の成立を思想史上の劃期とみて、「むしろ諸子時代の繼續としての性格が強い」(20)この期の思想情況の分析に對して、漢書藝文志的カテゴリーの枠に衝動を加える哲學史的體系的把握へと指向するあり方を願ってやまない。

しかし、この枠内においても本書の價値は決して減少しない。第二章「漢初の道家思潮」は、第五章「『淮南子』の研究」と共に本書の最もユニークな部分である。木村英一・山田統兩氏にその書評は讓るが、文獻學的方法の一極點を示す成果であって、零細な錯雜した思想史的資料の注意深い取扱い方より受ける後學の裨益は大きい。尤も「無爲清淨を標榜する一種の政術」として黄老思想を擔った現實主義的實踐的一派の存在を歴史上確認したことは特筆すべきであるが、觀念的思辨派としての養生派などと對比している點、そこに叙述上の便宜以上の論理的必然性があったかどうか疑問は殘る。別個の發生を持ったとする老子學派と莊子學派の差異に道家諸派分類を系統付けようとする甚だ示唆に富む試みが論じられるが、思想史的追究が系譜的關心の影にかくれがちであるという感を免れえない。

第三章「秦漢儒生の活動(上)」は陸賈・婁敬・賈誼・賈山等の思想活動;(下)は禮義の歴史的現實主義的傾向と『中庸新本』『易傳』を通じて董仲舒哲學へと繋がる合理主義的思想の發展、があとづけられる。(上)は「哲學的體系の骨組みにたちいたることをやめて」「儒生の活動という面から、すなわち點在する個個の思想活動をひろいあげ結びつけていくしかたで」(228)傳記的に史料が網羅されている。思想史的特徴については、高祖時代の陸賈・婁敬は(290〜)に、文景期の儒生の賈誼・賈山は(331〜)にまとめられ、經典の整備と儒教政治への結合という線で歴史的轉換期を概括する。ただ歴史的事實を分解して、類型的な思想集團の特色としてその言動を分屬配置する點のいささか氣になることは、第一章と同樣である。そして秦儒の活動に深い關心を持つ筆者にはとくに「第一節 秦の儒生たち」から多くの示教を得た。この點の思想史上の位置づけを切に期待する。(下)は今世紀に入って斯學を聳動し刷新せしめた文獻學の成果を忠實に繼承しつつ、『禮運』の大一・『中

庸新本』の誠・『易傳』の太極のこの時期における生成論的完結―天人相關思想の確立を明らかにする。それが道家思想・陰陽說を媒介とする儒家思想の形而上學的綜合編成の各階梯を示すものであると同時に、來るべき統一帝國の國家構造理論の提供を企圖する過程に起った思想史上の一大轉換であるとする發展史的觀點からの把握には他に異議はなかろう。そして次に擧がる問題點として：この時期の儒家集團の階級的立場と右の提唱理論との關係；秦漢帝國の國家構造内に吸收される儒家の立つ土臺の變成；確立を目前に控えた經學と國家權力との接觸相輔關係、これらは一連のものであるだけに政治史ないし社會經濟史の方面からの檢討も待つべきであろう。そしてそれにもましてわが中國思想史側からの究明が實現しなければならない。

近時、中國古代史家にも文獻批判方法を導入する論文が現われている。小倉芳彦《左傳における德と覇―德の概念の形式と展開》は、本誌にも力作の評（二〇―一）高い論文であるが、古代思想史專家として、これらを含めた秦漢の文獻整理のあり方と思想の運動法則の把握―我我の思想史的方法を熟慮討議しなければならない時期が迫っているのではなかろうか。

以上、後學であり面識のない氣安さ？から勝手な願望を書きつらねたが、本書で敎示を受けた點は十分確保し感謝しているつもりである。常常懷いていた一般的意見を本書に託したという形になってしまった。著者の意圖を無視した紹介・感想もあったこととお許しを乞う。

（戸川芳郎）

秦漢史の研究

栗原朋信著

昭和三十五年五月　吉川弘文館
A5判　三三〇頁　圖版　一六頁
英文梗概一五頁

本書は中國古代史、特に秦代史に精しい著者が、永年の成果をまとめて、世に問われたものである。

本書は次の四つの部分より成り立つ。

一　史記の秦始皇本紀に關する二・三の研究
二　文獻にあらわれたる秦漢璽印の研究
三　封爵の誓についての小研究
四　傳阿房宮故基出土瓦當の製作時代に關する一研究

この中、第三論文は嘗て社會經濟史學第十七卷第六號に發表されたものであって、第二論文の一部を成すものである。また、第四論文は古代第五號に掲載されたもので、第一論文の末章を形成するものである。故にこの書は二つの部分から成立しているといえるのである。さて第一論文は既發表の「秦記についての小考」（史觀第三十六册）・「秦始皇帝名號考」（中國古代史の諸問題）・「史記の秦始皇本紀について―秦水德說の批判―」（史學雜誌第六十六編第一號）・「始皇帝の泰山封禪と秦の郊祀」（中國古代の社會と文化）の諸論文に加筆訂正して、一つの論考にまとめられたものである。また、第二論文は「漢傳國璽私考」（史觀第三十八册）・「漢の印制より見たる『漢委奴國王』印について」（史觀第四十二册）などの